

国立公園の保護と利用に資する施策・活動

		管理計画の対象とする事項	管理計画の対象外の事項
国立公園の保護と利用を目的とするもの	国立公園計画に関すること	・行為規制に関する取扱方針 ・公園事業の取扱方針	・公園区域の指定 ・特別地域、普通地域など地種区分の指定 ・公園事業施設の決定
	国立公園計画に位置づけのないもの	・公園管理の基本方針 ・風致景観及び自然環境の保全に関する個別具体的な配慮事項 ・適正な公園利用の推進に関する事項	・市民団体等の活動 ・個別案件に関する協議会による活動 ・自然保護等の活動に対する助成
国立公園の保護と利用を直接的な目的としないもの (他分野の施策・行動)		・右記事項との連携・協力	・関係行政機関等の施策・事業 ・地域の関係者間の合意に基づく「地域ルール」

注1)本資料は、国立公園において実施される各種施策・活動について、公園計画及び管理計画との関係性の観点から分類したもの

注2)各欄に示したのは、主な該当事項であり網羅的に整理したものではない